

[事案 25-177] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 26 年 7 月 1 日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人から、希望する保険単体での加入はできないとの虚偽の説明を受けて、別の契約も締結したことを理由に、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 7 年 9 月に、定期保険特約付終身保険(契約①)と特定疾病保障定期保険(契約②)への加入を勧誘され、契約②のみ加入を希望したところ、募集人が、セット販売商品のため契約②単体では加入できないと説明したので、それを信じ両契約に加入した。しかしながら、実際は単体で加入することができ、虚偽の説明をしたことを自ら認めた募集人自筆の書面もあることから、契約時に虚偽の説明があったので、契約①を取消し、同契約の既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人から契約②のみで加入できるかという質問を受けたことはなく、契約②に単体で加入することができないとの説明も行っておらず、虚偽の説明を行う動機もない。
- (2)申立人が提出した自筆書面は、申立人宅で、申立人夫婦と募集人の 3 人の席で、夜間 5 時間にわたり帰宅を阻まれ、申立人の下書きどおりに作成したものであり、作成経緯等に照らし、証拠として認められない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人配偶者、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、契約時、募集人の欺もう行為があったことを理由に、民法 96 条 1 項にもとづく詐欺による契約の取消しを求めているものと判断する。

2. 当審査会の判断

- (1)事情聴取において、契約時の募集人の説明内容についての当事者の言い分は全く異なることから、申立人の供述のみで、募集人に欺もう行為があったと認めることはできない。

申立人の主張が認められるためには、他に申立人の主張を認めることができる証拠が必要であるが、申立人提出の、募集人自筆書面は、これに該当するものといえる。しかし、本書面の作成経緯を検討すると、募集人が任意に作成したといえるか疑問が残り、本書面をもって申立人の主張を認めることは困難で、本書面を募集人が任意に作成したといえるか否かについて、更に検討する必要がある。

- (2)そのためには、申立人夫婦および募集人について、相手方当事者に反対尋問の機会を与え、作成経緯などを聴取する必要があるが、当審査会の事情聴取では、反対尋問の機会は保障されていないので、当審査会が裁判外紛争解決機関として適正に判断することは著しく困

難であって、本件の適正な解決のためには、厳格な証拠調手続を備えている裁判手続による解決が相当といえる。